

勘違いしていませんか？

トラックでの荷役作業時の
安全対策の義務は、
トラック運送業だけの
話ではありません！



他社のトラックでも、
労働者に、最大積載量2トン以上又はテー
ルゲートリフターを備えたトラック（※一部例外あり）で、
荷を積み卸す作業をさせる

全ての業種の事業者が対象です！

詳しくは裏面へ

1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

●昇降設備設置

最大積載量2トン以上のトラックで、労働者に荷を積み卸す作業を行わせるときは、昇降設備の設置をする必要があります。

昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」で必要です。

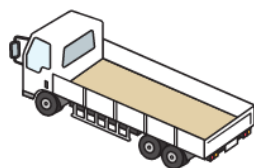
●保護帽着用

次に該当するトラックで荷を積み卸す作業を行うときは、労働者に保護帽の着用をさせる必要があります。

保護帽は、形式検定（国家検定）に合格した「墜落時保護用」である必要があります。

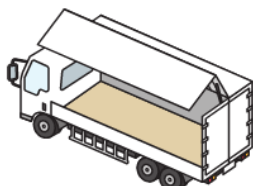
新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量2トン以上5トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

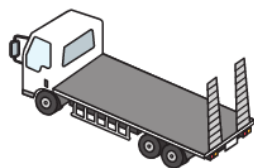


平ボディ車

(荷台の側面が構造上開閉できるものの例)

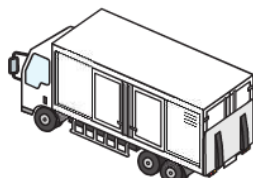


ウイング車



建機運搬車

(荷台の側面が構造上開放されているものの例)



バン

(テールゲートリフターが設置されているもの)

適用されないもの



バン

(テールゲートリフターが設置されていないもの)

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量5トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

●テールゲートリフター操作業務の特別教育

トラックに設置されたテールゲートリフターを使用して、荷を積み卸す作業（※）を行なわせる労働者に対し、特別教育を実施する必要があります。

※テールゲートリフターに備えられた荷のキャストーストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納等も対象